

雇用調整助成金制度の概要

平成21年2月6日現在

	雇用調整助成金 (大企業)	中小企業緊急雇用安定助成金 (中小企業)
売上高又は 生産量要件 ¹	最近3か月の月平均値が その直前3か月又は前年同期と 比較して5%以上の減少	最近3か月の月平均値が その直前3か月又は前年同期と 比較して減少 (5%以上減少の場合は、赤字要件不要) 前期決算等が赤字
雇用量要件	撤 廃	
休業等規模要件 ²	撤 廃(当分の間の拡充措置)	
対象休業等	以下の休業等が対象 ・労働者単位で1日ごと ・労働者単位で1時間ごと(当分の間の拡充措置) 教育訓練を除く	
対象被保険者等 ³	被保険者 : 期間を問わず全員 被保険者以外: 雇用期間6か月以上(週所定労働時間が20時間以上の者に限る)	
助成率 ⁴	2 / 3 (拡充措置)	4 / 5
教育訓練費	1,200円	6,000円
支給限度日数	最初の1年間で200日(拡充措置) 3年間で300日(拡充措置)	
クーリング期間 ⁵	撤 廃(当分の間の拡充措置)	

1 景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により生産量が縮小された場合が、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件。

(季節的変動、事故、災害、法令違反及び不法行為等による生産量の縮小は支給要件に該当しません。)

2 休業等規模とは、賃金締切期間または暦月(以下「判定基礎期間」という。)における

【休業等の延日数】÷【対象労働者にかかる所定労働延日数(対象被保険者等数×所定労働日数)】で算定。

3 対象被保険者等には、解雇を予告されている者、休業等が行われる判定基礎期間において特定求職者雇用開発助成金等の雇用安定等事業の支給対象となる者及び日雇労働被保険者を除く。

4 休業・教育訓練の支給額は、休業手当または賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額に助成率を乗じて得た額で、出向の支給額は、出向元事業主の負担額(負担額が出向前の通常賃金の2分の1が限度)に助成率を乗じて得た額。但し、1人1日当たりの支給額は、雇用保険基本手当日額の最高額が限度。

5 クーリング期間とは、雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金の制度を利用後1年経過するまで再度、制度を利用できない期間。

(注意) 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、休業等の実施前に労働局またはハローワークに事前届出が必要

- お問い合わせは、北海道労働局または最寄りのハローワークまで -